

ハグの木 虐待防止指針

基本方針

株式会社パラ（ハグの木）は、すべての児童が安心して利用でき、心身ともに健やかに成長できる環境を保障するため、虐待の防止に取り組みます。私たちは、児童福祉法・障害者虐待防止法その他関係法令を遵守し、虐待のない安全で温かい支援を行います。

虐待防止への取り組み

1. 職員研修 職員全員に対し、虐待防止や権利擁護に関する研修を定期的に行います。 2. 虐待防止委員会 施設内に虐待防止委員会を設置し、発生予防・早期発見・対応方法について検討・改善を行います。 3. 相談窓口の設置 利用児童・保護者・職員が安心して相談できる窓口を設けます。相談内容は秘密を守り、誠実に対応します。 4. 事案発生時の対応 万が一虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、行政機関に報告するとともに適切な支援を行います。

身体拘束等の禁止

身体拘束や不当な制限は原則禁止とします。やむを得ず一時的に行う場合には、法令に基づき正当な理由があり、かつ最小限の範囲に限ります。その場合も、必ず複数職員で確認し、記録と報告を徹底します。

ハラスメント防止

職員間のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等を防止します。働く人も子どもも、安心して過ごせる環境づくりに努めます。